

大分県における内部統制に関する方針

担任する財務に関する事務、情報管理に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、次のとおり定める。

1 内部統制の目的及び取組内容

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

効率的かつ効果的に業務を遂行するため、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別及び分析し、対応策を講じる。

(2) 県政運営に対する県民の信頼性の確保

県政運営に対する県民の信頼性を確保するため、財務に関する事務において、法令、条例、規則、事務マニュアル等のルールを適正に運用する。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、コンプライアンスの徹底や公益通報制度の活用などにより、職員の法令遵守の意識を向上させる。

(4) 資産の保全

県民が共有する資産である県の財産や行政情報の保全を図るため、有効な利活用と、適正な手続に基づく取得、管理、使用、処分等を行う。

2 内部統制の対象事務

財務に関する事務、情報管理に関する事務等とする。

3 内部統制の有効性の確保

(1) 全庁的な内部統制の推進・評価体制の整備

総務部長を実務責任者とする全庁的な内部統制の推進・評価体制を整備する。

(2) 内部統制の透明性の確保

毎年度、内部統制の体制及び運用状況を評価し、その結果を監査委員の審査に付すとともに、議会への報告と県民への公表を行い透明性を確保する。

(3) 内部統制の見直し

内部統制の体制等について、評価結果や監査委員からの指摘等を踏まえ、必要な見直しを行う。

4 監査委員の監査

事業の執行過程で必要な確認等を徹底し、その適正を期す内部統制に加えて、独立・客観的な立場から公正不偏に行われる監査委員の監査により、事務の適正性の確保及び向上を図る。

令和2年3月19日
大分県知事 広瀬 勝貞